

○久留米大学給付奨学金規程

平成27年 3月27日

規程 第26－5号

(目的)

第1条 久留米大学の外国人留学生を除く学部学生で主たる家計支持者の失職、死亡又は災害等の家計急変その他経済的理由のため修学が困難な者に対し、授業料等に相当する額を給付することにより学業の継続を図り、併せて社会に有用な人材を育成することを目的として久留米大学給付奨学金制度を設ける。

(資格)

第2条 この制度による奨学生は、健康で学業成績及び人格良好な学生であって、学業の継続が見込まれる者及び主たる家計支持者の家計急変により授業料等の納付が困難と認められた者で、日本学生支援機構、久留米大学奨学金等の奨学金の貸与を受けており、家計急変等の事由が発生してから1年以内であることを原則とする。また、大学等修学支援法による授業料減免及び給付型奨学金を受けている者は原則として対象外とする。

(給付額)

第3条 奨学金の給付額は、当該学部又は学科において別に定める。

(給付方法)

第4条 奨学金の給付方法は、それぞれの納期において納付予定の授業料等を既に納付したものと取り扱う。

(採用人数)

第5条 奨学生の採用数は、原則として、それぞれの納期において文学部8名以内、人間健康学部4名以内、法学部8名以内、経済学部8名以内、商学部8名以内、医学部医学科2名以内、医学部看護学科2名以内とする。

(給付の制限)

第6条 奨学金の給付は、在学期間において通算して2期を上限とする。ただし、医学部医学科及び医学部看護学科については、在学期間において通算して3期を上限とする。

なお、同事由での申請については連続して申請するものとする。

(申請手続)

第7条 奨学金の給付を希望する者は、速やかに次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書（申請書）
- (2) 家庭の収入及び資産状態についての証明書
- (3) 家計の急変を証明する書類
- (4) その他学生課が提出を求める書類、証明書
（選考基準）

第8条 奨学生の選考基準については、次の各号の定めによるものとする。

- (1) 家計基準については、日本学生支援機構の第一種奨学生推薦基準による。
- (2) 学力基準等については、別に定める当該学部学科の選考基準による。

2 前項第2号については、学生部協議会の議を経るものとする。

（選考）

第9条 奨学生の選考に当たっては、学部教授会等の議を経るものとする。

（採用）

第10条 奨学生の採用は、学生部協議会の議を経て学長が決定する。

（誓約書の提出）

第11条 奨学生に採用された者は、所定期日までに誓約書を提出しなければならない。

2 所定期日までに誓約書を提出しない者については、採用を取り消すことがある。

（奨学金の取消）

第12条 奨学生及び奨学生であった者が、次の事項に該当するときは、直ちに奨学金の給付を取り消し、授業料等を納付させる。

- (1) 第7条に規定する申請手続書類について、記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。
- (2) 学則により退学又は転学が認められたとき。
- (3) 学則によって懲戒処分を受けたとき。
- (4) 奨学生として学長が不相当と認められたとき。

（所管事務）

第13条 この奨学金制度の事務は、御井学舎事務部学生課の所管とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（28. 10. 28）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。